

## 船舶事故調査報告書

平成27年7月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成26年3月9日 00時00分ごろ～08時30分ごろの間）
発生場所	不明（和歌山県串本町潮岬南方沖約623海里（M）付近～潮岬南方沖約569M付近の間）
事故調査の経過	平成26年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>だいげん</sup> 大原丸、12トン WK2-5440（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.20m×1.53m、FRP ディーゼル機関、205.95kW、昭和61年11月15日 第294-13113号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 21歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年5月24日 免許証交付日 平成25年5月24日 （平成30年5月23日まで有効） 機関長 男性 54歳 六級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 平成6年2月16日 免状交付年月日 平成26年2月13日 免状有効期間満了日 平成31年2月15日 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年1月26日 免許証交付日 平成24年10月5日 （平成29年10月4日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、潮岬南方沖約700Mの漁場に至ってまぐろはえ縄漁の作業を行っていたが、漁獲がなかったため、平成26年3月8日10時00分ごろ漁場を移動することとして

	<p>北上を開始した。</p> <p>機関長は、9日00時00分ごろ船長から船橋当直を引き継ぎ、06時00分までの予定で単独の船橋当直を行い、06時00分の交代時刻に船長が現れなかったものの、いつものことだと思って船長を起こさず、船橋当直を続けた。</p> <p>機関長は、08時を過ぎても船長が交代に来ないので、船内各所を捜したものの、船長を見付けることができず、08時30分ごろ、船長が落水したものと判断し、GPSプロッターに表示された航跡を引き返すとともに、118番通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船と会合し、11日まで船長の捜索を行ったものの、燃料油の残量が少なくなってきたので、和歌山県那智勝浦町勝浦漁港へ向かった。</p> <p>船長は、行方不明となり、巡視船並びに海上保安庁及び海上自衛隊の航空機による捜索が行われたものの、発見されず、12日08時00分に専従捜索が終了となった。</p> <p>(付図1 航行経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3～4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、水温 約22.4℃</p> <p>(いずれも3月9日08時30分ごろの観測値である。)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船では、船橋当直を00時～06時及び12時～18時には機関長が、06時～12時及び18時～24時には船長が行っていた。</p> <p>機関長は、船橋当直を行う際、ふだんから操舵室天井部のハッチを開けて上方の見張り用区画へ上がり、床に置いた座椅子に座り、ハッチを閉めていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="545 1312 1005 1915" data-label="Image"> <p>操舵室天井部のハッチを開けた状態</p> <p>操舵室の前面窓 (中央)</p> <p>操舵室</p> <p>(右舷側)</p> </div> <p>写真1 操舵室の天井部 (見張り用区画への出入口)</p> <p>機関長は、船橋当直を行っていた9日00時～06時の間、操舵室(下部)からの物音は感じなかった。</p>

	<p>機関長は、船長が乗船中、ふだんから〇〇時ごろに船橋当直を交代した後はすぐに船室に入って就寝し、〇六時ごろ～〇七時ごろに起床してトイレに行き、その後、朝食を作る生活を送っていたことを知っていた。</p> <p>船長及び機関長は、ふだんから救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>機関長は、船橋当直中、本船が、風波を受けて航行していたが、いずれも船尾方からであったので、全く揺れを感じない状況であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、潮岬南方沖において、漁場を移動中、機関長が、〇〇時〇〇分ごろ船長から船橋当直を引き継いだ後、〇八時三〇分ごろ、船長が船内に見当たらないので、船長が落水したものと判断したことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、潮岬南方沖において、漁場を移動中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操舵室から外に出るときは、他の乗組員に行き先を伝えておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 航行経過概略図

